

北広島市における用途地域内の建築物の用途制限

用途地域の制限概要

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住宅専用地域	第二種低層住宅専用地域	第一種中高層住宅専用地域	第二種中高層住宅専用地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業専用地域	工業地域	備考	
用途地域内の建築物の用途制限 〇 建てられる用途 〇 建てられない用途 ① 第1種特別工業地区において建てられない用途 ② 第2種特別工業地区において建てられない用途 ③ 第3種特別工業地区において建てられない用途 ④ 第1種特別業務地区において建てられない用途 ⑤ 第2種特別業務地区において建てられない用途 ⑥ 第3種特別業務地区において建てられない用途 ①、②、③、④、▲面積、階数等の制限あり													
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿													
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1以下のもの												非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が												
	150㎡以下のもの			①	②	③						④	
	150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③							④	
	500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			③								④	
	1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの											④	
3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの											④		
10,000㎡を超えるもの											④		
事務所等	事務所等の床面積が												
	1,500㎡以下のもの				▲								
	1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの											▲2階以下	
3,000㎡を超えるもの													
ホテル、旅館												▲3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等					▲						▲3,000㎡以下	
	カラオケボックス等					▲	▲					▲	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等					▲	▲					▲	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場											▲客席200㎡未満	
	キャバレー、個室付浴場等											▲個室付浴場等は、準工業地域で建築不可	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校												
	大学、高等専門学校、専修学校等												
	図書館等												
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等												
	神社、寺院、教会等												
	病院												
	公衆浴場、診療所、保育所等												
	老人ホーム、福祉ホーム等												
	老人福祉センター、児童厚生施設等		▲	▲								▲	
	自動車教習所					▲						▲	
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)					▲	▲	▲	▲			▲	
	建築物附属自動車車庫①②③については、建築物の延べ床面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		①	①	②	②	③	③				① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下	
	倉庫業倉庫												
	畜舎(15㎡を超えるもの)					▲						▲3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等の工場で作業場の床面積が50㎡以内			▲	▲	▲						原動機の制限あり ▲2階以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれがある	非常に少ない工場											
		少ない工場											
		やや多い工場											
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												
	原動機を使用する工場												
自動車修理工場													
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が	非常に少ない施設					①	②						
	少ない施設											① 1,500㎡以下 2階以下	
	やや多い施設											② 3,000㎡以下	
	多い施設												
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等												都市計画区域内においては都市計画決定が必要	

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。